

定 款

シライ電子工業株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、シライ電子工業株式会社と称し、英文では Shirai Electronics Industrial Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品の設計、製造、販売及び輸出入業務
 - (1) プリント配線板及びプリント回路板
 - (2) プリント配線板の検査機
 - (3) 電子部品
 - (4) ソフトウェア
 - (5) 前各号に附帯する製造装置及び関連製品
2. 情報処理サービス業
3. 前各号に関連する技術の売買、情報の提供及びコンサルタント業
4. 不動産賃貸業
5. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4, 400 万株とする。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 11 条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、社長が招集しその議長に任ずる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がその任に当たる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、総会ごとに代理権を証する書面を当社に差出すことを要する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第17条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は9名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

- 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第19条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠して選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(招集及び議長)

- 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、社長が招集しその議長に任ずる。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がその任に当たる。
- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第21条 当社は、会社法第399条の13第6項規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の書面決議)

- 第22条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役等各若干名を定めることができる。

(取締役会規則)

- 第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

- 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第

423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第27条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

（監査等委員会規則）

第28条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

（事業年度）

第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第30条 当社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第31条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第32条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、第 5 2 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第 4 2 3 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 2 条 定款第 1 4 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 0 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2 0 2 2 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 1 4 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2 0 2 2 年 6 月 2 8 日改定